



長 第 6 4 4 号
平成 14 年 11 月 20 日

各指定居宅サービス事業者 }
各指定居宅介護支援事業者 } 様
各介護保険施設の開設者 }

岩手県保健福祉部長
(公印省略)

介護保険施設等の適正な運営について

介護保険施設及び介護サービス事業所等（以下「介護保険施設等」という。）の設置運営に当たっては、日頃、健全かつ適正な運営に御尽力願っているところですが、一方、一部においてではあるが、介護保険制度に対する県民の信頼を損なうような、サービス提供に関する重大な事故や不祥事等が生じていることは、甚だ残念であり、誠に遺憾であります。

については、介護保険法をはじめとする関係法令等や「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 41 号）を遵守するとともに、特に、介護サービス利用者の利益保護の観点から、下記の事項に留意の上、介護保険施設等の適正な運営の確保に配慮願います。

また、介護保険施設等のサービス利用者等への介護サービスの提供等に伴う事故が発生した場合には、人員、設備及び運営に関する基準等に定めるところにより、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど、必要な措置を講じることはもとより、利用者に対して賠償すべき事故である場合は、速やかに損害賠償を行うとともに、当該事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる必要があります。

については、介護保険施設等において事故が発生した場合は、別紙により市町村（保険者）及び当該利用者の家族等に対し報告又は連絡するとともに、事故の内容等に応じて、当該介護保険施設等の住所地を所管する市町村、地方振興局、保健所、警察署、消防署等、関係官公署あてに報告願います。

なお、これまでも事故発生時には迅速かつ適切な報告、対応に配慮願ってきたところですが、報告を要する事故について例示すれば、介護保険施設等で生じた自然死以外の死亡、介護サービスの提供等に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病や医療事故等のほか、利用者又は従業者等による暴力・犯罪行為、警察への通報・捜索を要する利用者の無断外出、火災を含む災害、利用者に係る交通事故、施設の管理瑕疵に起因する事故、その他施設等の運営に重大な影響を及ぼす事故・事件などを含むものであることを申し添えます。

記

1 サービス内容及び手続の説明、同意について

介護保険施設等は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないこととなっている。

しかしながら、重要事項を記した説明文書に、「事故発生時の対応」、「利用料その他の費用の額」、「苦情処理の体制」等について記載されていない事例が見受けられるので、利用者保護の観点に立ち、利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項に記載漏れがないようにすること。

2 重要事項の掲示について

介護保険施設等は、施設、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととなっている。

しかしながら、重要事項が掲示されていない介護保険施設等が相当数見受けられるので、利用者保護の観点に立ち、適切に掲示を行うこと。

3 身体拘束の廃止について

介護保険施設等においては、介護サービスの提供に当たって、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとされている。例外として、極めて限定的に身体拘束が行われたときには、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由について記録することが義務づけられている。

しかしながら、緊急やむを得ない場合以外に身体拘束が行われている事例や、身体拘束に係る記録が整備されていない事例が一部に見受けられることから、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束が行われないう、また、緊急やむを得ずこれが行われた場合には、身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由について適切に記録するとともに、身体拘束廃止の取組みを介護保険施設等全体で積極的に行うこと。

4 利用料等の受領について

介護保険施設等の利用料等の受領については、人員、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、保険給付対象のサービスと明確に区分されにくい「あいまいな名目による費用の受領」が行われることのないよう、次の点に留意の上、利用料等の受領を適切に行うこと。

- (1) 保険給付対象のサービスと保険給付対象外のサービス（利用者等に負担させることが適当と認められる「その他の日常生活費」の対象となる便宜、提供サービス）とが重複しないよう、利用料等を受領するサービスの区分を明確にすること。
- (2) 利用料等を受領する保険給付対象外のサービス提供に係る費用の内訳を明らかにすること。
- (3) 当該サービス及びその提供に係る費用の額は、運営規程で明定し、その内容を重要事項として見やすい場所に掲示すること。
- (4) 当該サービスの提供に係る費用の額は、実費相当額の範囲内であること。
- (5) 当該サービスの内容及びその提供に係る費用の額については、利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得るとともに、同意した内容を明示した文書に利用者等の署名を受け、当該文書を保存しておくこと。

5 サービス計画の作成について

介護保険施設等がサービス計画を作成するに当たっては、利用者及び家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題等に基づき、サービスの提供に係る従業者の間で必要な協議を十分に行った上で、サービスの質の確保と利用者保護の観点に立ち、適切なサービス計画を作成すること。

担当：保健福祉部長寿社会課 介護保険主査 岡村 施設福祉係 筒井 Tel：019-629-5441 629-5435 Fax：019-629-5444
--

(参考)

「事故発生時の対応」に係る介護保険施設等の主な基準等（厚生省令から抜粋）

- **指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**（平成 11 年厚生省令第 37 号）
第 37 条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(本第 37 条は、第 54 条の規定により訪問入浴介護、第 74 条の規定により訪問看護、第 83 条の規定により訪問リハビリテーション、第 91 条の規定により居宅療養管理指導、第 105 条の規定により通所介護、第 119 条の規定により通所リハビリテーション、第 140 条の規定により短期入所生活介護、第 155 条の規定により短期入所療養介護、第 173 条の規定により痴呆対応型共同生活介護、第 192 条の規定により特定施設入所者生活介護及び第 205 条の規定により福祉用具貸与の事業について準用されていること。)

- **指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準**（平成 11 年厚生省令第 38 号）
第 27 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- **指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準**（平成 11 年厚生省令第 39 号）
第 35 条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- **介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準**（平成 11 年厚生省令第 40 号）
第 36 条 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- **指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準**（平成 11 年厚生省令第 41 号）
第 34 条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

長 第 6 4 4 号

平成 14 年 11 月 20 日

各 市 町 村 長
一 関 地 方 広 域 連 合 長
久 慈 広 域 連 合 長
盛岡北部行政事務組合管理者
二戸地区広域行政事務組合管理者 } 様

岩 手 県 保 健 福 祉 部 長

介護保険施設等の適正な運営について

このことについて、各指定居宅サービス事業者、各指定居宅介護支援事業者及び各介護保険施設の開設者あてに、別添（写）のとおり通知したのでお知らせします。

については、介護保険施設等から貴職に対して事故の報告があったときは、介護保険施設等の対応等に関して適切な措置が講じられるよう、適宜の指導又は助言について御配意願います。

また、報告のあった介護保険施設等の指導機関である所管地方振興局又は保健所に対し、当該事故報告書を転送する等、事故の内容を速やかに報告の上、当該事故の対応等に関し、必要な連携を図られるよう併せて願います。

担当：保健福祉部長寿社会課
介護保険主査 岡村
施設福祉係 筒井

Tel：019-629-5441
629-5435

Fax：019-629-5444

長 第 6 4 4 号

平成 14 年 11 月 20 日

各 地 方 振 興 局 長 }
各 保 健 所 長 } 様

保 健 福 祉 部 長

介護保険施設等の適正な運営について

このことについて、各指定居宅サービス事業者、各指定居宅介護支援事業者及び各介護保険施設の開設者並びに各市町村長及び保険者あてに、別添（写）のとおり通知したのでお知らせします。

ついては、介護保険施設等における事故の報告が市町村等からあった場合には、当該事故に関して必要な措置が講じられることはもとより、同様の事故の発生防止について必要な措置が講じられるよう、所管の介護保険施設等に対する適切な指導をお願いします。

また、介護サービスの提供に関する重大な事故が発生した場合には、速やかに長寿社会課あてに報告するとともに、関係機関等との密接な連携の下に当該事故の対応等に当たられるよう御配意願います。

担当：保健福祉部長寿社会課
介護保険主査 岡村
施設福祉係 筒井
Tel：019-629-5441
629-5435
Fax：019-629-5444